

(作成日：令和2年4月6日)

公益社団法人長崎県看護協会 病児・病後児保育サポートセンター
新型コロナウイルス感染症について
病児保育受入れ基準及び受入れ時の確認事項

1. 受入れ基準

接触感染、飛沫感染対策を行い、病児保育を運営していますので、COVID-19 確定者及び濃厚接触等により保健所から経過観察の指導を受けている病児以外は受け入れます。

2. 受入れ時の確認事項

1) 確認方法

依頼を受けた際に電話で聞き取りする。

2) 確認事項

(1) 病児本人について：

かかりつけ医で診察を受け、連絡票があるか。

(2) 病児の家族について：以下の①かつ②あるいは③に該当する場合は、病児の受け入れを断る。

①新型コロナウイルス感染症が疑わしい症状がある場合

- ▶ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）
- ▶ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ▶ 高齢者や基礎疾患のある方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方については、発熱が 2 日程度続く、強いだるさや息苦しさがある
- ▶ 味覚障害、嗅覚障害がある

②過去 2 週間以内の県外、または患者発生が多い地域への移動歴がある。

但し、聞き取り内容の状況や、当該地域での患者発生状況を確認した上、派遣の可否を決定する。

③過去 2 週間以内の海外への渡航歴がある。

(3) サポーター本人について：(2) 内容と同様に確認し、その場合は、サポーターから除外する。

3. 長崎県の帰国者・接触者相談センター

2-2) 確認事項について症状が該当する場合は、「帰国者・接触者相談センター」を紹介する。

【平日】 9時から17時半まで

県南保健所（島原市、雲仙市、南島原市） TEL：0957-62-3289 FAX：0957-64-6520

<雲仙市外在住のサポーターについて>

県央保健所（諫早市、大村市） TEL：0957-26-3306 FAX：0957-26-9870

【土・日・祝日】 9時から17時半まで

長崎県相談センター TEL：070-4223-4371 070-2667-3211 FAX：095-895-2570

4. 県南保健所管内で患者が発生した場合は、上記1および2について再度見直す。